主

原判決を破棄する。

被告人A、同Bを各科料五〇〇円に処する。

もし、右科料を完納することができないときは、いずれも金一〇〇円を 一日に換算した期間当該被告人を労役場に留置する。

理由

検察官の控訴趣意は、検察官提出の控訴趣意書記載のとおりである。 右に対する判断。

へさでのる。 ところで、旧令は、昭和二八年八月三一日総理府令第五四号道路交通取締法施行規則附則第二項により廃止され、前記政令すなわち現行の道路交通取締法施行令が、これに代つて引続き同年九月一日から施行されたのであるが、同政令附則第三項に「この政令施行前旧令の規定により都道府県知事が制定した道路における禁止行為に関する定、自動車及び原動機付自転車以外の諸車の燈火の制限に関する定その他道路の取締に関する定は、それぞれこの政令の相当規定に基いて制定されたものとみなす。」と規定し、同政令第六八条が、「法第二五条に規定する道路において交通の妨害となり、又は交通の危険を生ぜしめるような行為で命令で定めるものは、左の各号に掲げるものとする。」と定め、その第一三号に「前各号に掲げるも のの外、その土地における気候風土又は交通の状況にじ都道府県知事(昭昭二九年政令第一八一号による改正後においては公安委員会)が道路における危険又は交通の妨害を防止するため必要と読めて指定した行為をすること。」と規定しているところからみて、規則第七条の根拠であつた前記旧令第五四条第八号(改正旧令同条第一六号)に相当する政令の規定とは、まさに政令第六八条第一三号を指すものであること、まことに明白であつて、規則第七条第五号の規定は、政令附則第三項により、政令第六八条第一三号の規定に基いて制定されたものとみなされたと解するのが至当である。

〈要旨第二〉次に、 法第二五条に基く道路において交通の妨害となり、又は交通の 危険を生ぜしめるような行為の禁止規〈一要旨第二〉定を都道府県知事において制定す る場合につき、旧令第五四条第八号(または第一六号)は、「都道府県知事の定め る行為」と規定し、政令第六八条第一三号は、「……その土地における気候風土又 は交通の状況に応じ都道府県知事(前記改正後においては公安委員会)が道路にお ける危険又は交通の妨害を防止するため必要と認めて指定した行為」と規定し、その表現を異にしていること前述のとおりではあるが、右表現の相違は、原判決が解 釈するように、政令が旧令にくらべて委任の範囲を縮少したものと解するのは相当 でない。およそ、道路において交通の妨害となり、又は交通の危険を生ぜしめるよ うな行為は、その行為自体の態様においてほとんど無限であり、これが禁止の必要 フな行為は、ての行為目体の態味においてはとんと無限であり、これか禁止の必要とされる限度の如きも、その土地における気候風土又は交通の状況等外的諸条件に左右される場合が多いところから、都道府県知事において、委任に基き道路における禁止行為を定めるにあたつては、必ずしも全国一律的であることを要しない一方、国民の自由を不必要に制限することがないように、道路交通における秩序と安全の確保に必要であると認められる限度内にとどめられるべきものであることは、ことがらの性質上おのずから明白であつて、その趣旨においては、旧令と政令とにおいて何ら変るところなく 政会第六八条第一二早代 ただこの趣旨を注意的に明 おいて何ら変るところなく、政令第六八条第一三号は、ただこの趣旨を注意的に明 確化したのにとどまり、何ら委任の範囲を変更したものではないと解するのが相当 である。従つて、前記大分県規則第七条が、「道路においては他の規定によるの外左の行為をしてはいけない」とし、その第五号に「二輪自転車に二人以上乗ること、但し七才以下の者一人を乗せることはこの限りではない」と規定し、一定の制限、たとえば、特に交通ひんぱんな区域又は場所における行為というような制限を設けることなく、広く一般的な禁止を規定していることを理由として、政令第六八条第一二号による素質の発用を漁門する違法があるものと解するのは当らない。の 条第一三号による委任の範囲を逸脱する違法があるものと解するのは当らない。の ゛、政令附則第三項は、旧令の規定により都道府県知事が制定した道路にお ける禁止行為に関する定は政令の相当規定に基いて制定されたものとみなす旨を規 定していることは前述のとおりである。「みなす」とは、法的効力の同一であることを認めるという趣旨である。すなわち、前記大分県規則第七条第五号の規定は、 政令の相当規定たる政令第六八条第一三号に基いて制定されたものと同一の法的効 力を有するものと認められたのである。右規則第七条第五号の規定が政令の施行に よつてその法的効果を否定さるべき理由は全く存しないものといわなければならな

なお、政令第六八条第一三号中都道府県知事とあるのは、昭和二九年政令第一八一号により同年九月一日以後においては公安委員会と改められ、同政令附則第四項により、従前の政令の規定により都道府県知事が制定している道路における禁止の満に関する定は、改正後の政令の相当規定によれて都道府県公安委員会が改成に関する定の間なお効力を有するものとされ、大分県公安委員会が改成は昭和二九年一二月二〇日同委員会規則第一一号大分県道路東北等第五号の規会をはいてしたのであるが、昭和二九年一二月三一日限りその効力を失うに至つたのであるが、昭和によりにおいては、従前の規則第七条第五号の規定はないの適用においては、従前の規則第七条第五号の規定はがいては、従前の規則第七条第五号の規定はがいての運転者がいるので表記とはが明かを保持するには、立法の趣旨がよりに規定の文理解を関係を対したが明かを対象とするものである。原判決が右規則第七条第五号は自転車の運転者がの双方を対象とするものである。原判決が右規則第七条第五号は同様を関係を関係を対してある。原判決が右規則第七条第一三号にあるで乗者に適用がないとしたことは、法令の解釈を誤ったものであるとい方の同乗者に適用がないとしたことは、法令の解釈を誤ったものであるとい方の同乗を関係で表述がないとした。

れない。

よつて、刑訴第三八〇条第三九七条により原判決を破棄し、刑訴第四〇〇条但書 に従い本件について更に判決する。

(罪となるべき事実)

被告人両名は、昭和二九年一〇月四日午前一〇時三五分大分県東国東郡a町大字 b C前町近道路において二輪車に相乗り(被告人Bは同自転車の荷台に乗り、被告 人Aにおいて運転進行) したものである。

(証拠の標目)

- 司法巡査D作成の交通違反現認報告書
- 検察事務官の面前における被名人両名の各供述調書
- 原審公判における被告人両名の各供述

(法令の適用)

被告人両名につき、それぞれ、道路交通取締法第二五条、第二九条第一号。道路交通取締法施行令第六八条第一三号、同令附則第三項。

昭和二三年大分県規則第五号道路交道取締令施行規則第七条第五号。

昭和二九年一二月二〇日大分県公安委員会規則第一一号大分県道路交通取締規則 附則第三項。

罰金等臨時措置法第二条第二項。

刑法第一八条。

以上の理由により主文のとおり判決する。

(裁判長判事 筒井義彦 判事 柳原幸雄 判事 岡林次郎)